

3 健康診断施設の運營業務

海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。

- (1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上（※）確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。

また、センター利用者については、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。

（※参考：平成14年度実績12,414人×5年間の5%増）

- (2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。

また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。

4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。

- (1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上（※1）の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。

また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上（※2）実施すること。

なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。

（※参考1：平成14年度実績1,916回×5年間の5%増）

（※参考2：平成14年度実績9,098件×5年間の5%増）

- (2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上を図ること。

また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。